

定 款

社会福祉法人葉算福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。



(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所みやら保育園の経営

(ロ) 保育所みやら子宝保育園の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人葉算福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育てを支援するために福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を沖縄県石垣市字宮良1015-12番に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。



(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招

集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決について加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員及び定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以内

理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。



(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 沖縄県石垣市字宮良浜川原 1015 番 12 所在のみやら保育園 敷地 (1.069 m²)

(2) 沖縄県石垣市字宮良浜川原 1015 番 12 所在の鉄筋コンクリート屋根 1 階建みやら保育園、園舎一棟 (延 533.22 平方メートル)

(3) 沖縄県石垣市字宮良 326 番 28 所在のみやら子宝保育園 敷地 (397.32 m²)

(4) 沖縄県石垣市字宮良 320 番 15 所在のみやら子宝保育園 敷地 (117.17 m²)

(5) 沖縄県石垣市字宮良 326 番 28 所在の鉄筋コンクリート屋根 3 階建みやら子宝保育園、園舎一棟 (延 500.75 平方メートル)

(6) 沖縄県石垣市字宮良浜川原 1015 番 11 所在のみやら保育園 敷地 (556 m²)

(7) 沖縄県石垣市字宮良浜川原 1015 番 10 所在のみやら保育園 敷地 (172 m²)

(8) 沖縄県石垣市字宮良浜川原 1015 番 3 所在のみやら保育園 敷地 (491 m²)

(9) 沖縄県石垣市字宮良浜川原 1015 番 11 所在のブロック造茅葺平家建一棟 (延 38.53 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、石垣市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜理事会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨時機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石垣市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔石垣市〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人薬算福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	宮 良 元 子
理 事	宮 良 實 守
"	東 嘉 弥 真 弘
"	崎 原 正 雄
"	山 城 隆 男
"	嵩 田 勤
監 事	仲 間 和 子
"	黒 島 順 子

附 則

この定款は、法人登記の日(平成18年2月27日)から施行する。

附 則

この定款は、理事会の承認を得られた日(平成18年5月31日)から施行する。

附 則

この定款改正は、石垣市長の認可の日(平成25年6月18日)から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、石垣市長の認可の日(平成29年2月7日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条で定める評議員の人数は平成29年4月1日から、平成32年3月31までの間は4名以上とする。

附 則

- 1 この定款改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款改正は、石垣市長の認可の月(2021年7月9日)から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この定款改正は、石垣市長の認可の月(2022年7月20日)から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この定款改正は、石垣市長の認可の月(2023年7月21日)から施行し、2023年4月1日から適用する。

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 藁算福祉会

社会福祉法人 蘆算福祉会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 蘆算福祉会（以下「この蘆算会」という。）の定款第8条および第21条の規に基づき評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために蘆算会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 理事報酬の手当では、別表2に定める範囲内とする。

(2) 監事報酬の手当では、別表3に定める範囲内とする。

(3) 通勤手当の額は、職員旅費規程の定めを準用する。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 評議員及び役員に対しては、費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附則 この規程改正は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程改正は、令和2年4月1日より施行する。

附則 この規程改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 評議員の報酬

名 前	<u>役員報酬1日(1回)</u>
<u>評議員会への出席</u>	4,000円
<u>上記の他、法人及び業務の為の出勤</u>	4,000円

別表2 理事の報酬

名 前	<u>役員報酬1日(1回)</u>
<u>理事会への出席</u>	4,000円
<u>上記の他、法人及び業務の為の出勤</u>	4,000円

別表3 監事の報酬

名 前	<u>役員報酬1日(1回)</u>
<u>理事会への出席</u>	4,000円
<u>監事監査・監査立会</u>	6,000円
<u>上記の他、法人及び業務の為の出勤</u>	4,000円

法人役員名簿 (令和 7 年 10 月 1 日現在)

※監査調査書提出月の初日現在で記載すること。

現在の役員任期: 令和 7 年 6 月 21 日 ~ 令和 9 年度に開催する定時評議員会の終結時まで (今期、任期開始が異なる役員は、氏名の後ろに※をつけること。)

理事(定数 6 人、現員 6 人) 監事(定数 2 人、現員 2 人)

役職名 注1	氏名	年齢	性別	住所	職業・会社名等 (具体的に)注2	本法人 役員就任 通算年月	親族等特殊関係者 (具体的に)注3	主な社会福祉等に 関する経歴	役員の資格等 (該当する役員に○) 注4			
									理事	施設 等施 設の 管理 者	財 務	監事
1	理事長	宮良實守	75	男	石垣市	(福)算算福祉社会理事長 兼みやら保育園園長	19 年 6 月	宮良実之理事(長男)	○	○	○	
2	理事	玉代勢泰寛	78	男	石垣市	無職	17 年 6 月	無		○		
3	理事	仲間清隆	77	男	石垣市	無職	17 年 16 月	無		○		
4	理事	新本秀吉	75	男	石垣市	無職	4 年 0 月	無		○		
5	理事	前花宏明	68	男	石垣市	無職	4 年 0 月	無		○		
6	理事	宮良実之	52	男	石垣市	(福)算算福祉社会(理事) みやら子宝保育園副園長	1 年 6 月	宮良實守理事長(父)		○		
7	監事	平良悦子	75	女	石垣市	無職	10 年 1 月	無		○	○	
8	監事	儀間志麻	40	女	石垣市	託児所87(花)園長	1 年 6 月	無	○	○	○	○
9							年 月					
10							年 月					
11							年 月					
12							年 月					

注1 定款に業務執行理事及び会計監査人が位置づけられている場合は記入すること

注2 「職業・会社名等」欄については、会社員の場合は単に「会社員」ではなく会社名・役職名を具体的に記入すること。

注3 「親族等特殊関係者」欄には、各役員毎に親族等特殊関係にある理事名と当該役員との関係を()に記入すること。なお、会社、社会福祉法人、医療法人、学校法人等の法人名・役職名は具体的に記入すること。

【例】○理事(母)、○理事(長男)、○理事(学校法人○○の理事長)、○理事(学校法人○○の理事)等

注4 「役員の資格等」欄のうち「社会福祉事業について識見を有する者」及び「地域の福祉の実情に通じている者」については、法人運営No.6の「特記事項」を参考に該当する役員に○を記入すること。

評議員名簿 (令和 7 年 10 月 1 日現在)

※監査調書提出月の初日現在で記載すること。

現在の評議員任期: 令和 7 年 6 月 21 日 ~ 令和 11 年度に開催する定時評議員会の終結時まで (今期、任期開始が異なる評議員は、氏名の後ろに※をつけること。)

評議員(定数 7 人、現員 7 人)

氏名	年齢	性別	住 所	職業・会社名等 (具体的に)注1	本 法 人 就任通算 年 月 数	親族等特殊関係者 (具体的に)注2	主な社会福祉事業の経歴又は選任事由 (社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者かどうか) (具体的に)注3
1 半嶺当永	74	男	石垣市	特別養護老人ホームまへさと茶寿苑施設長	9 年 6 月	無	元民生委員児童委員、自治公民館元館長
2 寺地幸人	70	男	石垣市	丸尾建設(株) 取締役	9 年 6 月	無	自治公民館元役員
3 保里ミツ子	74	女	石垣市	無職	9 年 6 月	無	石垣市母子保健推進委員長
4 成底弘芳	68	男	石垣市	無職	4 年 6 月	無	自治公民館元役員
5 仲間邦行	49	男	石垣市	飲食経営者	5 年 6 月	無	自治公民館元役員
6 前島邦広	70	男	石垣市	ファミリーオート 代表者	2 年 6 月	無	自治公民館元副館長、元小学校PTA会長
7 仲村公雄	62	男	石垣市	㈱南西工業代表取締役	2 年 6 月	無	自治公民館元役員
8					年 月		
9					年 月		
10					年 月		
11					年 月		
12					年 月		
13					年 月		
14					年 月		
15					年 月		

注1 「職業・会社名等」欄については、会社員の場合は単に「会社員」ではなく会社名・役職名を具体的に記入すること。

注2 「親族等特殊関係者」欄には、各評議員毎に当該評議員及び理事との関係を記入すること。

【例】○理事の母、○理事長の長男、○社会福祉法人〇〇の理事長、○学校法人〇〇の理事等